



平成 29 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社東陽テクニカ
代 表 者 名 代表取締役社長 五味 勝
(コード番号: 8151 東証一部)
問 合 せ 先 常務取締役 十時 崇蔵
(T E L : 03-3279-0771)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 1 日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 20 日開催予定の第 65 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)に定める用語に対応するため、現行定款第 2 条第 1 項について変更するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速かつ広い見識をもって対応する体制構築のため、現行定款第 18 条第 2 項について変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙変更案のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 12 月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 12 月 20 日

以上

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. 下記物品の輸出入、国内販売、製造、賃貸ならびに修理および問屋業、仲立業、代理業</p> <p>(1) 機械、器具、工具類、電子応用機械器具、電気通信機械器具、医療用具、動物用医療用具、鉄鋼、非鉄金属、鉱石類、車輛、船舶、土木建築材料、肥料、食糧品、酒類、農畜産品、飼料、その他日用品雑貨</p> <p>(2) (条文省略)</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. 下記物品の輸出入、国内販売、製造、賃貸ならびに修理および問屋業、仲立業、代理業</p> <p>(1) 機械、器具、工具類、電子応用機械器具、電気通信機械器具、医療機器、動物用医療機器、鉄鋼、非鉄金属、鉱石類、車輛、船舶、土木建築材料、肥料、食糧品、酒類、農畜産品、飼料、その他日用品雑貨</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>第18条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は取締役 <u>8</u> 名以内を置く。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は取締役 <u>10</u> 名以内を置く。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>

以上